

## 令和 5 年度行政監査の講評に基づく措置状況について

改善・検討事項	措置状況
<p>①契約書の作成について（全庁的）</p> <p>委託業務の内容について、不明瞭な記載をしている事例が見受けられた。仕様書には業務内容について明確に記載するとともに、トラブル回避等のため、契約書には、市の標準業務委託約款を必ず添付するよう努められたい。</p>	<p><b>【土木課】</b> 仕様書に記載する業務内容について、次年度の契約から不明瞭なものを削除及び分かりやすい文言に改めてまいります。</p> <p><b>【建築課】</b> 今後締結する委託業務契約について、仕様書に記載する業務内容の見直しを行い明確化するよう努めます。</p> <p><b>【保育課】</b> 次年度以降の委託業務の契約書については、業務内容を仕様書に明確に記載するとともに、今後も引き続き、市の標準業務委託約款を必ず添付します。</p> <p><b>【高齢者生きがい課】</b> 今後締結する委託業務契約について、仕様書に記載する業務内容の見直しを行い明確化するとともに、市の標準業務委託約款を添付します。</p> <p><b>【下水道課】</b> 仕様書に記載する業務内容について、次年度の契約から不明瞭なものを削除及びわかりやすい文言に改めてまいります。</p> <p><b>【行政改革推進課】</b> 今後は、独自の約款ではなく、市の標準業務委託約款を使い、必要な内容は特記事項として用意します。</p>

改善・検討事項	措置状況
	<p><b>【総務課】</b>            委託業務内容に不明瞭な記載をしている事例や、約款の添付につきましては、年度開始前に各課に通知しております「適正な契約事務の執行について」で是正するよう周知するとともに、契約事務研修でも事務担当者向けに説明してまいります。</p> <p>なお、業務委託契約約款につきましては、売買契約約款や公共工事請負契約約款などとは異なり、標準書式として規定しているものではなく、参考として総務課で作成しているものであるため、主管課において約款の内容を含んだ契約書を独自に作成している場合は、契約書への更なる約款添付まで要求しませんが、約款と比較し、内容に齟齬や不足が生じていないかを発注前に確認するよう周知します。</p> <p><b>【秘書政策課】</b>            毎年度契約している委託業務について、次年度契約の際に仕様書の記載内容を再確認するとともに、契約書には最新の市の標準業務委託約款を添付するよう留意します。</p> <p><b>【環境課】</b>            来年度の契約締結に向け、委託業務が適切に実施されるよう、仕様書等の記載が現実的で明確な内容となっているかを精査します。また、契約書には、市の標準業務委託約款を必ず添付します。</p> <p><b>【市民サービス課】</b>            未確定な事項が含まれるイベント等の契約についても、その目的等を踏まえた必須事項を明記するなど、業務内容が明確になるよう仕様書の見直しを図ります。</p>